

令和 5 年 3 月 8 日
大阪府立淀川工科高等学校長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく
役務請負契約の事前公表について

1 契約の内容

- (1) 業務名：大阪府立淀川工科高等学校 校内清掃その他作業業務
- (2) 期 間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (3) 作業時間：午前 7 時 30 分から午前 12 時 00 分
1 日あたり 9 時間（4.5 時間×2 人）
年間日数 227 日（計 2,043 時間）
※原則、土曜、日曜及び祝日を除く。
- (4) 作業内容：廊下・階段モップ掛け、指定場所の男女トイレ清掃・トイレット
トペーパー補充、校内ゴミ収集作業及びゴミ集積場への搬入等
※詳細については、学校にお問い合わせください。

2 契約の相手方の決定方法及び基準

- (1) 決定方法：見積合わせにより決定する。ただし、予算の範囲内に限る。
※申請については、見積書を令和 5 年 3 月 22 日（水）までに
学校事務室へ提出してください。
※複数の申請がない場合は、その相手方に決定します。
- (2) 基 準：ア 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による
団体であること。
イ 所在地が本校近隣に位置し、業務遂行にあたって本校から
緊急の要請があった場合、速やかに対応できること。
ウ 同業務と同等の契約を履行している実績があり、業務の履
行については、誠実かつ問題なく請け負うことが見込まれる
こと。

3 そ の 他

本契約は、発注業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の
執行が可能となることにより、行うものとする。